**平成２７年度大阪府障がい者自立支援協議会**

**障がい者虐待防止推進部会**

日　時：平成２７年１２月２２日（火）

午前１０時から正午まで

場　所：大阪府庁新別館北館４階職員会議室７・８

○事務局　それでは皆さんお揃いいただきましたので、今から「平成27年度大阪府障がい者自立支援協議会　障がい者虐待防止推進部会」を開催させていただきたいと思います。委員の皆様方におかれましては、本当に年末のお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

会議の開会に先立ちまして、事務局を代表いたしまして、地域生活支援課長の赤井よりごあいさつを申し上げます。

○事務局　おはようございます。あらためまして赤井でございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきたいと存じます。委員の皆さま方には、重複いたしますが、大変お忙しいところ当部会にご出席いただきましてありがとうございます。また、日ごろから本府障がい福祉行政に格段のご理解、ご支援、ご協力を賜りまして、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

　障がい者虐待ですが、平成２４年１０月に障害者虐待防止法が施行されまして３年という月日が流れました。本府におきましても、府内市町村や警察、労働局といった関係機関の皆さまと連携をさせていただきながら、虐待防止の体制整備、広報、啓発等に取り組んでまいりました。平成２６年度、昨年度の府内の障がい者虐待の対応状況につきましては、使用者によるものが７月。また、実は本日夕刻になりますが、養護者、施設従事者による虐待の対応状況等が国から公表される予定になっておりまして、それと連動する形で本府の方も公表させていただきます。

　府における養護者による虐待の通報件数及び虐待を受けた、もしくは虐待を受けた疑いのある方、その件数は昨年度に引き続きまして非常に多くなっております。また、施設従事者等による虐待についても、虐待の事実が認められた件数。これも増加している状況でございます。

　通報件数が多いことにつきましては、高齢、児童、それぞれ虐待の対応がございますが、府民の皆さまへの啓発が行き届き、認識が上がったということで、きちんと通報がなされている、していただいているということの表れでもございますので、通報等に関しまして、警察や労働局、市町村、関係部局が連携する中で対応した結果、こうした認定件数等々が増えているのかと考えております。

　しかしながら、疑いも含めまして、こういった件数が多いという事実は重く受け止めておりまして、まだまだ制度として確立されているとは言いにくい障がい者虐待の分野におきましては、さらに対応力の向上、それと予防、防止に取り組んでいかないといけないと考えているところでございます。

　本日は、本府の障がい者虐待の対応状況や体制整備、取組みの現状について、事務局よりご報告を申し上げます。委員の皆さま方にはぜひ忌憚のないご意見を、それぞれのお立場からいただけますようにお願いを申し上げまして、私からのごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

　それでは、障がい者虐待防止推進部会運営要綱に基づき、本部会を運営してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。なお、本部会につきましては、会議の趣旨を踏まえ、会議の公開に関する指針の趣旨に基づき、公開で実施することといたします。また、本日資料１の「平成２６年度障害者虐待防止法に係る大阪府内の対応状況について」に関しまして、例年の国の調査結果の公表と併せて、大阪府の状況を公表し、本部会に報告することといたしておりますが、国の公表が大幅に遅れておりまして、実は本日16時に国が公表いたします。従いまして、本部会の資料も、その国の公表値をもって正式の値といたしますので、本日報告いたしますのは暫定値とお考えください。正式な数字については、本日16時に国が公表した数字をもって確定値といたしたいと思っております。

　それでは、ここからの進行は、部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○部会長　それでは、改めましておはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

　それでは、お手元の次第に沿って、議事を進めてまいりたいと存じます。本部会は、障害者虐待防止法第３９条に基づき、関係機関との連携協力体制を整備するために設置されています。また、本日の部会でいただいたご意見等につきましては、各機関における活動や、施策の推進などに活用いただきたいと思っております。

　それでは、お手元の次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。まず、議題の（１）「平成２６年度大阪府内における障がい者虐待の対応状況及び大阪府の取組みについて」からお願いしたいと思います。では、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局　　それでは、資料１のご説明をさせていただきます。資料１をご覧ください。大阪府の状況につきましては、暫定値ということで、平成26年度の対応結果を本日は示しております。全国の結果がまだ公表されておりませんので、全国との比較のところにつきましては、平成25年度の全国の結果と比較したような形でご説明をさせていただきます。

　まず１ページの下のところ、養護者による障がい者虐待につきましては、通報件数が

770件、下のカッコ内が平成２５年度の結果になりますので、昨年度の平成25年度の722件からは約1.06倍で、若干通報件数は増えております。

　虐待と認定した件数につきましては、平成25年度が297件でしたが、平成26年度は272件ということで、こちらは少し減っておりまして、虐待の認定率が41.1%から35.3%という結果になっております。全国の認定率が平成25年度の状況は38.1%でしたので、同じような傾向になっているところです。

　障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待につきましては、通報件数が147件ということで、平成25年度より少し減っておりますが、虐待と判断した件数につきましては、平成25年度の22件から27件と増えております。認定率は平成25年度は14.5%でしたが、平成26年度は18.4%になっております。全国の平成25年度の認定率が14.1%でしたので、こちらは大阪府の平成26年度の認定率の方が高い結果となっております。

　使用者による虐待につきましては、こちらの左側の表に書いておりますのは、大阪府と市町村で通報を受けた件数になっております。平成26年度で33件、平成25年度で40件という結果でした。使用者による虐待につきましては、それ以降の流れにつきましては、労働局で対応していただいておりますので、右側に労働局の対応結果というところで、大阪府の状況も掲載させていただいております。

　使用者による全国の結果は７月にすでに公表されておりますので、全国の結果と比較して並べております。虐待の認定件数が、大阪府では使用者も27事業所という結果になっておりました。

　次に、２ページをご覧ください。こちらからは、養護者と施設従事者、使用者で、それぞれ傾向を比較しております。まず、通報・届出・相談者の割合につきましては、養護者につきましては、一番上の実線になりますが、52.7%が警察からの通報となっております。これは昨年度よりも増えた結果になっておりまして、実数では406件となっております。

施設従事者につきましては、相談支援専門員、施設従事者等ということで、これは当該施設の職員、管理者、そして当該施設以外の施設職員も含んだ数を合わせておりますが、これが42.2%になっております。

　そして、使用者は、ご本人さんからの届出が30.3％で10人という結果になっておりまして、養護者・施設従事者・使用者それぞれで通報・届出者も傾向が出ております。

　３ページの右上のところ、虐待類型を見ますと、身体的虐待が圧倒的に多い結果になっております。それぞれ、養護者・施設従事者・使用者別で見ていきますと、養護者については身体的虐待が圧倒的に多い結果になっております。68.4%が身体的虐待になっており、圧倒的に多くなっております。そして、施設従事者につきましては、身体的虐待が若干多くて51.9%、心理的虐待が48.1%ということで、ほぼ変わらない割合になっております。薄い線が使用者による虐待になりますが、こちらは経済的虐待が84.2%。使用者については全国の状況とほぼ同様の結果になっております。

　被虐待者の障がい種別との関係になりますが、全体的に見ますと、知的障がいのある方が一番被害を受けておられますけれども、それぞれの虐待種別で見ますと、養護者による虐待につきましては精神障がいの方が一番多くなっておりまして、50.7%。こちらは大阪府の状況、傾向が出ております。施設従事者につきましては、圧倒的に多くて84.9%、45人の方が知的障がいの方、そして使用者につきましても29人で76.3%の方が知的障がいの方の割合になっております。

　次の４ページにいきますが、被虐待者の性別と年齢につきましては、こちらからは使用者の詳細な内訳が公表になっておりませんので、施設と養護者の特徴についてご説明いたします。養護者につきましては74%と圧倒的に女性が被害を受けている割合が高く、施設従事者につきましては男性が若干高いという結果になっております。年齢で見ますと、養護者については75人ということで、40代の方の割合が一番高くなっております。これが27.6%、それ以降、30代から50代の方の割合が大変高いということと、施設従事者につきましては20代以下の方の割合が58.5%、６割弱の方が20代以下の方になっております。

　下の障がい支援区分を見ますと、養護者の方では支援区分のない方が54.8%、半数以上の方が、障がい支援区分のない方が被害に遭われているということで、区分のある方も、区分２、区分３の方が多いという結果になっております。施設従事者の方で最も多い区分が、区分３という結果になっております。

　５ページの行動障がいとの関係になりますが、これは区分３、行動関連項目が８点以上の方の割合と、認定調査は受けていないが同様の行動障がいがある方、そしてそれには該当しないけれども行動障がいがある方ということで、「行動障がいのある」方の項目３つをくくりますと、養護者のほうでは116人で42.6%の方が、何らかの行動障がいがある方であったということになります。施設従事者につきましては49%、26人の行動障がいのある方が被害を受けていたという結果になっております。

　養護者については54.4%の方は、行動障がいがないという結果にもなっております。

　その下のところでは、虐待者の年齢を示しておりますが、養護者の方では60代以上の方。60歳以上の方が一番多いということ、施設従事者では40代の方の割合が高いというような結果になっております。

　次のページからは、養護者、施設従事者のそれぞれの全国と、経年の比較を載せております。７ページの上のところでは、養護者について、平成25年度の全国の状況を掲載しております。こちらでは、大阪府が通報件数、虐待判断件数とも１位となっておりました。

　通報件数の下のところでは、経年で言いますと、警察からの通報の伸びが大きいというところになっております。平成25年度の全国の状況を見ますと、全国の警察からの通報件数の半数近くが大阪の方の通報件数ということになっております。

　次のページです。なお、経年で載せているものにつきましては、平成24年度の数字については、平成24年10月法律施行後の状況になりますので、半年分の数字になっております。

８ページの上の段になりますけれども、こちらの虐待類型のところについては、身体的虐待が多いということで、これまでと特に変わった傾向はございません。下の続柄のところでは、虐待者が夫という割合が増えているというところが１つ傾向になっております。

　９ページで、被虐待者の状況でサービスの利用状況になりますと、平成26年度は自立支援医療を利用されている方の割合が増えているところが特徴になっております。下の分離の有無につきましては、保護の件数につきましては若干減っているというふうな傾向になっております。

　10ページからは、施設従事者の虐待について掲載をしております。施設従事者につきましては、11ページ目の上のところの通報・届出・相談者の内訳のところで、当該施設以外の相談支援専門員、施設従事者の割合が25人ということで、増えております。

　虐待が認められた事案について、事業種別では、就労継続支援Ｂ型が５件、放課後デイサービスが４件、短期入所が４件という結果になっております。全国の状況では、障がい者支援施設が多いのですけれども、大阪府では通所のところが多いという結果になっております。

　次のページ、12ページのところでは、虐待を行った従事者の職種を掲載しております。こちらでは生活支援員の人数が増えております。

　12ページの下のところでは、全国の状況と平成26年度、25年度の状況を、虐待類型、被虐待者など、少し比較して掲載をしております。

　次のページからは、使用者による虐待を載せておりますが、使用者による虐待については、傾向としては全国の状況と同じような形になっております。以上です。

○部会長　はい。

○事務局　　引き続き説明させていただきます。お手元の資料の17ページをご覧ください。資料２になっております。Ａ４横のものになります。大阪府障がい者虐待防止対策支援事業の主な取組みについてご説明させていただきます。

　大阪府障がい者権利擁護センターの役割ということで、使用者虐待につきましては大阪府も通報受理をします。大阪府としては、その他広報啓発であるとか、広域的な市町村間の連絡調整、後方支援を行っております。

　この事業の背景としては、平成26年度の大阪府の状況についてはまだ正式なオープンとはなっておりませんが、平成24年、25年度の国調査において、養護者については大阪府が全国最多の通報件数、虐待件数であることとか、施設従事者についても高い水準にあるということが背景になっております。

　下の表につきましては、左から「目的」、「平成27年度までの主な取組み」、「平成28年度の主な取組み（案）」ということです。平成27年度までの主な取組みとしましては、市町村で使われるマニュアルであるとか、レビューシート、虐待件数を虐待の通報があったときに記録する台帳など、ツールの作成をいたしました。平成28年度からは、市町村の実際の実践力向上の項目で、研修を中心とした実践力の向上に取り組んでいきたいという案になっております。

　１つ目の、市町村の虐待対応力の向上といたしまして、①市町村職員向けに研修を行っております。１つ目が、年度当初に新規配属職員向けの基礎研修、２つ目に現任職員向け。ベテラン、２年目、３年目となられた職員の方向けの現任研修として実践的な内容を行っております。

　②としまして、市町村と共に虐待対応のワーキングを、平成26年以降行っておりまして、こちらで虐待対応台帳「レビューシート」というものを作成いたしました。お手元の資料の最後のペーパーになりますが、参考資料４といたしまして、「障がい者虐待対応レビューシート」の一部抜粋を付けさせていただいております。

　こちらの台帳が、エクセルで右にずっとつながっていきまして、５倍ぐらいあるような内容のものになっています。それを通報から記録していただく中で、要因を書き込んだり、事例を全て書き込むことができますので、たまったところで、３カ月に１回や６カ月に１回というところで、組織として事例の振り返りを行っていただけるようなものになっておりまして、「レビュー会議」というものも普及を目指しているところです。

　③のところで、専門性強化事業といたしまして、府・市町村の困難事例につきましては、専門職派遣を行っております。平成28年度の実践的な取組みとして、案として書いておりますのが、研修については、この作成しましたマニュアル・レビューシートを基礎研修のときに見てもらえるようにしていただくということであるとか、成年後見、ＤＶ。そういった分野についても基礎的な知識について講義を追加する予定になっております。

　現任研修につきましては、複数回事例を使った演習を行っていく予定をしておりまして、施設従事者であるとか、使用者虐待につきましては、市町村で実際に対応した件数もまだまだ少ないところもございますので、そういった事例を使っての演習を拡充していきたいと思っております。

　ワーキングにつきましても、引き続き、続けていけたらと思っておりまして、レビュー会議を実施していただいたところであるとか、圏域ごとに先行的な取組みをしておられるところで意見交換を実施して、よかったところ等を紹介していただけるような場を提供していきたいと思っております。

　２番目の、市町村における虐待の早期発見、未然防止につきましては、先ほどのワーキングで市町村セミナーを平成27年度も開催する予定なのですが、その中で市町村の圏域ごとにグループワークをしていただくような形、グループで意見交換をしていただく中で、地域の未然防止策についての意見交換を行う場として、来年度も継続したいと思っております。

　３番目の障がい福祉サービス事業所の虐待防止といたしましては、事業所職員向けの研修として、管理者の方を対象として行っております。虐待防止体制の整備、事業所内で持ち帰っていただいて研修をしていただくような内容のものを行っております。全国でもかなり多い定員で研修を行っている所でございます。

　裏面をご覧ください。課題別の取組みといたしまして、昨年度当部会において、ご意見をいただきましたことや、この傾向に対応して取組みの掲載をしております。

　昨年度、地域連携、関係機関との連携、家族支援の強化が課題であるというご意見をいただいておりまして、そういったことに関しまして３つに分けているのですが、１つ目としては市町村との取組みになります。市町村職員との意見交換会。先ほど申し上げたようなセミナーであるとか、そういったところで関係機関との連携や、地域の実情に応じた資源の活用方策など、意見交換をする場として行ってまいります。

　２つ目につきましては、市町村での虐待対応終結後、通常の支援に移行するときに、つなぎの強化ということで、そういったことについてマニュアルであるとか、先ほどのレビューシートで、終結後、実際にどこに次の支援をつないだかということを書いていけるようなものにしております。市町村職員を対象に府社協さんと共催ということで、成年後見の市町村長申立ての研修も行っております。

　次の枠になりますと、もともと府がやっております市町村職員向けの研修で、関係機関の職員の方にも参加をしていただいております。総合労働事務所、府社協、保健所、女性相談Ｃの方などに来ていただいております。

　ＤＶ対応との連携強化としましては、大阪府は警察からの通報が多いという傾向であるとか、夫からの虐待が多いということで、障がい者の方のＤＶケースへの対応が課題となっておりますので、市町村の現任職員を対象とした研修で講義を設けるとか、実務者レベルでの会議を実施しております。

　法人後見制度の勉強会の実施ということで、府社協・市社協と共に今年実施させていただきました。

大阪府労働局では、使用者虐待について、定期的に、月１回程度実務者会議を実施しております。

　次に、支援者用のリーフレットの作成でございますが、お手元にお配りしております「防ごう！障がい者虐待」のリーフレットを作成いたしました。家族の方であるとか、事業所の職員の方にお手に取っていただけるようにということで、中身につきましては早期発見のチェックリストを４ページ・５ページのところに載せていたり、通報後どういうふうに対応されるのかというところを６ページに書いていたり、７ページのところに養護者の方の支援というのもあるのですよということを、見ていただけるようにしております。

　また、精神保健福祉関係職員であるとか、病院の立ち入り検査を行う方、保健所の職員に対しても、連携ということで出講いたしまして講義を行ったり、啓発を行いました。

　次に、障がい者虐待については、まだまだ通報・相談窓口の周知が徹底されていないのではないか、対応については頑張っているのだけれども、やはり窓口の周知というのをもう少ししたほうがいいのではないかというご意見もいただきました。それにつきましては、先ほどのリーフレットと、もう１つ当事者の方用のリーフレットも作成しておりますので、そういったものであるとか、先ほどのリーフレットに挟み込んでおりました白黒のＡ４縦の「防ごう！障がい者虐待」の、電話番号がたくさん書かれている両面のペーパー。こちらを通報窓口のチラシとして配布しております。配布先としまして、こちらに書かせていただいているように、あらゆる機会でお配りさせていただくことにしております。

　取組みについては以上です。

○事務局　　では引き続き、私からは、施設従事者等による虐待の対応について、今年度の取組みのご説明をさせていただきます。資料は、一応これはスキームだけの資料になっていますので、口頭で今年度何をしているかということをご説明申し上げたいと思います。

　われわれ生活基盤推進課では、この施設従事者等による虐待防止の対応という業務のほかに、いわゆる施設事業者の指定ですね、事業者指定という業務と、それから監査・指導ということで、施設に赴いて指導を行うと。そういった業務も併せて行っております。虐待の未然防止や再発防止のためには、やはりこの施設の従事者の方、それから虐待の対応をされる市町村の職員の方、これらの方々の対応力のさらなる向上が必要だということで、１つは指導や研修といったようなことをさせていただいております。

　まず、施設等への指導については、年に１回全事業者を対象とした「集団指導」というものを行っておりまして、今年度も５月に、障がい者の施設、障がい児の施設、ほぼ100%に近い参加率で指導をおこなっておりまして、その中で１コマ、約30分程度を設けまして、虐待防止に関する取組みなどの説明、指導をさせていただいております。

　もう１つの指導としましては、事業所に出向いて実地に個別指導をする「実地指導」というものを年間計画的に行っておりまして、この中でも虐待に対する措置ですね。取組みはどういうことをされていますか、スタッフの方々への研修はしっかりされていますかといったようなことを確認の上、指導を行っているということをさせていただいております。それから、先ほど事業者指定と言いましたが、事業者がこの障がい福祉事業を開始する際、われわれは指定業務を行っているのですが、実際に開始される前に、月に１回、開始前の研修を行っているのですが、その中でも今年度から、虐待防止に関する講義の枠を設けまして、お話をさせていただいております。

　次に研修についてですが、先ほどもお話がありましたが、施設に対する虐待防止研修ということで、まさに昨日終わったのですが、全体講義を１日設けまして、それからグループ分けをして、実習の研修を４回させていただいております。今年度は約800名の方が参加されております。

　もう１つ大事なところですが、市町村の職員の方々への研修ということで、これは年に２回行っておりまして、まず夏に初任者の方の研修を行うと。それから年が明けまして、２月に今予定されておりますが、実務者職員向けの研修も行う予定でございます。

　もう１つ、虐待対応マニュアル。先ほどもちらっと出ましたが、これについても今年度市町村のワーキングで対応方法等について内容を充実させるなど、市町村の意見を踏まえ実践的なものに改訂を行っております。あとは、日々、市町村と常に連携を図りながら、われわれが持っているあらゆる指導権限を適切に行使するということで、虐待防止に努めているところでございます。以上です。

○事務局　引き続きまして、資料４に基づきまして、使用者による障がい者虐待の対応についてご説明をさせていただきます。資料４をご覧ください。

　左側のスキームにつきましては、厚生労働省スキームと書いておりますけれども、全国のスタンダードな使用者による障がい者虐待対応のスキームとなっております。右側が「大阪府法式」ということで、大阪府独自の取組みを記させていただいております。

　内容をご説明させていただきますと、まず使用者による虐待を発見した人、受けた人というところは、まず市町村、都道府県の方に通報・届出をしていただきます。養護者虐待や、施設従事者による虐待の通報窓口につきましては市町村だけなのですが、使用者による虐待につきましては、都道府県でも通報窓口を設けて受け付けております。その後、市町村ならびに都道府県で事実調査等をやった後に、大阪労働局に報告を挙げるということをしております。

　それが大きな流れなのですが、右側の大阪府法式で見ていただきたいのですけれども、下のほうです。先ほどの件数の報告でもございましたが、使用者虐待については実に84%がいわゆる経済的虐待ということで、賃金の未払い、最低賃金を下回る賃金の支払いですとか、そういったものが圧倒的に多くなってございます。

　それにつきましては、やはり労働法規に基づく権限による指導、というものが一番効果的になりますので、早い段階から大阪労働局と連携をいたしまして、企業の指導にあたるという取組みしております。一定市町村、または都道府県におきます事実確認をやった上で、また労働局に基づく指導ということでは、やはりタイムラグがございますので、できるだけ経済的虐待につきましては、早い段階から連携をとった上で対応にあたるということをしております。

　先ほど従事者による虐待の中での説明でございましたけれども、年間についての取組み等につきましては、例えばマニュアル等の改訂、市町村向けの研修につきましては、使用者虐待についても同様のことをやっておりますので、説明は省略させていただきます。以上が使用者による虐待対応についてでございます。

○部会長　はい、ありがとうございます。今、事務局から「平成26年度の大阪府、市内における障がい者虐待の状況説明」と、「大阪府の障がい者虐待防止支援事業の主な取組み」についての説明、さらに「施設従事者による障がい者虐待の対応」ということと、最後に「使用者による障がい者虐待の対応」ということについて説明をしていただきました。今のご説明で、委員の皆さん何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

　掻い摘まんで話をしていただいたので、わかりづらい点もあったかもしれませんので、遠慮なく。

○委員　すみません。

○部会長　はい、どうぞ。

○委員　すみません。感じたことだけなのですが、４ページの障がい者の性別、年齢というところで、上の表で、施設従事者は、10代、20代が施設従事者のところでは虐待が多い。それで、養護者のところでは40代、50代が多いということになっていまして、私も実際通所施設に勤務していたことがあるのですけれども、ある程度施設では動きの激しい方への対応というところで、そういう虐待に至っているケースが、この年齢層を見ると感じられるのかなと。それで、年齢的に高くなっていくと、行動もある程度落ち着いた中で、件数自体は減ってくるのかなというものを感じたところです。

　養護者のところでは、40代、50代となると、その養護者自体が60代後半とか70代というところで、かなり介護負担というようなことが要因として挙げられるのかなと思っているところでして。すみません、育成会でいうと、会員さんがかなり年齢が高くなってきていて、そんな中で、普段の中で、そういうご意見は。負担感や、これまでできていたことがなかなかしんどくなっているよとか、逆に少しサービスが使いにくいというようなお声を聞かれたりということが、あるのかなというのを感じたもので、教えていただけたらうれしいかと思うのです。

○委員　育成会も、確かに会員の高齢化というのが顕著に見られておりまして、高齢の方は自分たちの子育てのときに、今のようにサービスが充実しておりませんので、頑張る世代で、使えるサービスをうまく使っていらっしゃらないのかなと思うようなことがあります。

　育成会では、保護者向けの活動として、権利擁護部会や家族支援部会など、部会を編成しまして、毎月１回研修会を行っているのですけれども、参加の方は私より少し上ぐらいが平均年齢かなというような感じになってきておりますので、確かに老々介護と言うのですかね、自分が老人域に入ってきても、自宅で介護をしないといけない。

　それで、重度、軽度とあまり障がいの方を区別するのはよくないのですけれども、契約になったとはいえ重度の方の選択肢がまだまだ少なくて、親御さんの支援を大きく肩に載せてのその人たちの暮らし、権利を守られた暮らしが成り立っているかといえば、遠いとは感じております。

　それについてはどこの市町村も同じような動きで、うまく若い方につながっている市町村も全国を見るとありますが、だからといって40代、50代くらいの人の虐待件数が、親だけではなくて兄弟にもかかってきているのかなと感じるところで、親がしんどくなったときに、兄弟にうまく移行できない部分で、今の負担が出てくるのかなというところもあります。

　まだまだ、成年後見も市町村格差が大きくありまして、大阪府の育成会で取組みを、同じように研修会をやりましても、先進の市町では進みますが、なかなか同じように足を揃えていけないところも多くあります。この市町村格差も大きな課題となっています、育成会で。

○部会長　はい、ありがとうございました。

○事務局　この調査ですが、残念ながらクロス集計がかけられなくて、もう少し各項目でクロス集計がかけられると、すごく特徴的なことが分析できるのかと思うのですけれども、全部クロス集計を掛けるのは、市町村にあまりにも多大な負担が掛かるので、大阪府の特徴的な部分だけでも、来年度については、少しクロス集計をかけられるようなことを、市町村さんとのご相談の中でやっていければと。障がい種別や年齢層など、支援区分の関係というようなところで、もう少しターゲットを絞り込んだ支援というのが見つかればいいなと思っているので、市町村の協力を仰いで、調査方法についても若干検討していきたいと思っています。

○部会長　はい、どうぞ。

○委員　はい。先ほど話題に挙がっていた虐待が出てくる背景が、やはり精神障がいの家族の養護者の虐待率がすごく高いと。一番困難な状況に置かれているからだということを昨年も少しお話ししたと思うのですが、一番高齢なのが、身体障がいの方よりもっと高齢なのが、精神障がい者の家族なのですね。思春期に発症するわけですから。だから60代後半から70代、80代というふうな、私たちが集まりの場を、研修会の場を持っても、本当に高齢の家族の集まりの場でございます。

　そういう中で、急性期。どういう場面で「親が虐待をする」ということになるのかというその背景を。統計の中では、今回しっかりと作ってもらってあれなのですが、そこまで把握できないと、なかなか難しいのです。急性期の症状のときは、ご存じのように脳が混乱している状態ですから、本人が一番苦しい状況の中で、親は医療につなぐことに最大の努力をする時期なのですね。

　ところが、そこに家族支援の手が伸びない。家族任せ。保健所が医療につなぐ一番大きな役割というふうに大阪府の中にも書かれていますけども、現実はそうではなく、ある保健所の方も、一生懸命やってくれる方もいるけれども、警察と連携してやってくれる方もいるけれども、いや、連携を求めるのは家族ですと、ぽんと切る方もいるという。

　そういう中で、ほとんどが家族。何とか医療につなぐので親が必死で病院につなぐときに、身体拘束的に何とか本人を連れて行くということで出てくるところではないかと思うのですが。逆に、親が虐待、暴力と生死の境の中で親の命が守られるかどうかというところあたりのことが、家族からの話ではもっと多いのですね。ところが、これが出てこないのは、親がやはり自分の子どもという意識が強いので、通報なんかはしていないというところにあるわけですね。

　家族支援がない中、昨年も研修の場で、知っていただくことが大事ということを言いましたので、社協でそういう場をつくっていただいて、１歩１歩進んではいてありがたいなと思っていますが、とにかく認知症とかいろいろな精神疾患が出てくるときに、きちっとした家族支援が、認知症ではあるけれども、精神疾患に対する家族支援プログラムというのは実はないのです。皆無なんですね。

　そんなことを言っていたら駄目なので、私たち自身でも社会貢献できるように自分たちで学習して支援の場を作ろうということで、実は一方ではやっているのですが、そういう中から出てきているなと。

　特に行動障がいの中で、５ページ、行動障がいの方の被虐待者のうち養護者が42.5。ここも大変高いのですが、やはり自閉症関係の方々も、周りの方に理解されにくい、自分も伝えられない、家族もわからないと、理解されにくい中で虐待が起こっているなと。それで、精神疾患もその一端、含めて一緒だなと思ったのですね。

　だから、次年度への企画の中で、研修の場、連携して研修の場を何とかつくっていこうということで取り組んでいただいているので、そこをさらに深めていっていただいたらありがたいと思うのですね。

　ただ現在、国も、府もそうですが、なかなか地域で家族や退院した後の本人の地域の暮らし、家族ごと丸ごと支援するシステムというのは、本当にお金がかけられていないのです。実際、人的支援が少ない中、困難な状況ながらもかなり取り組んでくださっているところもあるのですけれども、そういう中からこの虐待の件数、養護者に対するのが高いというところを知っていただいて、今後への備えをやってもらいたいなと切実に思います。

　それで、あらゆる場で家族の置かれている状況を知っていただく。精神疾患はどんな症状で、家族自身もどんな状況に置かれているかをさらに知っていただくために、私たちも話しに行きますので、どうか呼んでいただけたら大変ＰＲできてありがたいと思っています。今後ともよろしくお願いいたします。

○部会長　はい、ありがとうございました。何か事務局でございますか、今の委員のご発言に対して。

○事務局　　今年度、施設従事者の研修につきましては、国も、ご家族の方やご本人からのお話を入れることがすごく重要だということでありまして、今年度についてはきょう委員で来ていただいている東野さんにもお話をいただいたりという場を設けておりますので、今後ともご本人やご家族の方からのご意見とかお話というようなことも考えていきたいと思っております。

○部会長　はいどうぞ。

○委員　　ちょうど今年、大阪府社協で、さまざまな介護やケアをされている家族や当事者の方にどんなご苦労があるのかとか、そういうところを、精神障がいや認知症、知的障がいなど、そういう介護をされている家族の方のお話を直接聞こうというような企画、セミナーをさせていただきました。

たくさんの方にお越しいただいて、まずはそういう家族の方のメッセージをしっかり受け止めようとか、あるいはいろいろな、そういう立場が違っても、介護や家族というところでの苦労などは共有できるのではないだろうかとか。違いもあるけれども、同じような悩みを抱えているところはあるよね、などというところを確認できたというのは、とても意義があったかと思っています。そういう場を、社会福祉協議会としては市民向けにしっかり取組みを進めたいなと思っております。以上です。

○部会長　はい、ありがとうございます。また来年度もそういう継続して、ね。

○委員　できたら、はい。そういう場をつくりたいなと思っていますので、はい。

○部会長　はい。ありがとうございます。ほか、何かございませんでしょうか。はい。

○委員　すみません。少し教えてほしいのですが、最初に警察からの通報がすごく多いということで、全国と比べても、半分ぐらいは大阪府の警察からの通報だということでしたが、特に大阪府の特徴として、何かそのあたり傾向があるのか。また警察、特に大阪府警での取組みが何かおありなのか、そのあたりがもしあるようでしたら教えていただきたいのです。

○部会長　どなたでも。

○委員　よろしいですか。

○部会長　はい。よろしくお願いします。

○委員　警察は、そうですね。取り扱いが確かに多くて、もう平成24年、25年、26年と年々取り扱い件数は増加傾向にあって、今年も、前年同月比で対応件数は去年の数値を100件ほど上回っていますので、今年も最高件数になろうかと思っているのですが。警察の取り扱いの中で多いのは、110番通報とか、いろいろな事案ですね。夫婦喧嘩にしろ、兄弟喧嘩、親子喧嘩。そういうので臨場したり、あと警察所にも直接相談に来られる。子どものことや、旦那さんのことについて相談事案などがよくあるのです。

そのときに、例えば、夫婦喧嘩の現場に110番で行ったときに、奥さんが障がいのある方なのですという場合。それについては、特に本庁から指示がありまして、手帳やそういうものでもって確認しなさいとか、そういうのは特に関係なくて、取り扱った警察官の主観で、法律に規定する障がい者でなくても状況から認められれば、それはもう通報の対象として通報してくださいという形になっておりますので。それでの通報件数が一番多くなっているのではないかと思います。緊急の相談事案とか、いろいろな110番通報事案があったときに、その場で認知したときには、そこで障がい者と見なせるような状況があれば、それで通報させてもらっていますので、その件数が多くなってきているのではないかとは思います。

○部会長　はい。

○委員　少し。ごめんなさい。

○部会長　関連してですかね。

○委員　関連して。

○部会長　はい。

○委員　実は精神疾患の家族及び本人が、警察の方に一番お世話になっています。医療につなぐときに、警察の方の協力でつないだという件数が非常に多いのですね。それから、急性期、一時ですけれども、そのときに来ていただいて、警察の方が研修を受けておられる状況の中で、しっかりと傾聴してもらうことで本人が落ち着いてきて、「やっぱり病院に行かなあかんな」とつながったねと、昨年の事例であるのですね。

　そういうことで、本当に研修も受けて、その中で警察の方が精神疾患の方を保護する率が一番高いのだと思うのですが、そういうことで大変ありがたく思っております。

　ただ、あと１点追加すれば、急性期の症状で、ばっとなって暴れたりしたときも、通報して10分か15分、ある程度時間が経って来たときには、少し落ち着く。延々と続くわけではなくて、症状ががっと出たときに包丁を持ち出したりしても、落ち着いている状況があるのです。しかし、その繰り返しの中で、家族が命の危険にさらされるということが実はあるのですね。そのＰＴＳＤで、家族がもう本人を受け入れられない状況の中で、適切に対応できない、パニックになってしまう。そのＰＴＳＤの状況を抱えた家族が大変多いのです。そして、それはなかなか簡単に消えないので、親も病気になってしまう。

　だから、ぱっと見たときに落ち着いていても、ご家族にどんな状況だったのかを聞いていただけたら、もっと適切に対応できるのでありがたいなと一方では思っております。はい、以上です。

○委員　すみません、関連して。

○部会長　はい。

○委員　警察からの通報をうちもよくいただくのですが、多くの場合が軽度の障がい者、この調査に出ているものでいうと区分なしの方がほとんどで、先ほどあったように、その中で夫婦喧嘩が一番多いですね。通報を警察からいただいたときには、もう家に帰っておられるので、通報があってから確認の電話をすると、もう仲良くやっていますみたいなことで、なかなか出てこないので、それ以上の対応というのが具体的にあまりないのですが。

　最近、市町村で最も苦慮しているのは、軽度の知的障がいの方です。確かに虐待というところで判断していくのだけれども、その後の支援がなかなか届かないという方は、保護したいのですが、一時的に保護したとしても、夜に自分で出ていってしまって、支援が届ききらないというところが、非常に困難な事例として何事例かありまして。そのように苦慮しているということだけ、お伝えしておきたいと思います。

○部会長　これは、今、どうこうというのがなかなか難しいと思いますが、そういう状況にあるということは、また事務局もご認識いただけるかと。昨年度でしたかね、この部会の中で、警察では本当に周知徹底していますというご発言があって、それがきちっと行き届いているから通報につながっているのだろうと思いますので、今後もそれはぜひ引き続き。後で電話をして大丈夫と言われても、やはり通報はしていただくということは、できるだけお願いしたいと思います。

　それから１つ、障がいや疾病の理解ということについても、今話が出ていましたので、こういったところも何かいろいろ。なかなか状況の理解ができていない上に不十分な対応ということもあると思いますので、そういう疾病や障がいの特性の理解をどう深めていくのか、どうそれをいろいろな方にご理解いただくのかという取組みも今後の課題なのかなと思いながら聞いておりました。

　行動障がいの件は、先ほど出ていました５ページのところで、行動障がいがあるのが、養護者の場合42.6とか施設従事者が49.1と書いてあるのですが、これは虐待事案で見た場合にということになってくると思うのですね。

　例えば、障がいのある方が手帳の有無にかかわらず、障がいのある方という広いくくりできたときに、行動障がいのある方というのは、全体でそんなに割合は多くない。にもかかわらず、虐待事案として挙がってくるのが半分くらいだということは、やはりかなりの割合で、行動障がいのある方というのは被虐待者になっているというところを見ていかないといけないと思うのです。そうしたときに、行動障がいという特性を、ご家族もそうですが、施設従事者の場合、もっともっと理解を深めていかないといけない。そういうことが今後の課題としてあるのかなということも思いましたので、いろいろな研修をされている中で、そういったプログラムを入れていくのも大事なのかと思いました。

　はい、ありがとうございます。では、どうぞ。

○委員　この会議の前の前身の３年間、虐待防止の大阪府の取組みで、施設訪問の支援というのをやっていただきましたが、社会福祉士会で、独自にそれを引き継いだ形で、施設訪問のサポートサービスという形で立ち上げました。今年度７月から２カ所、それから１月からあらためてまた１カ所ということで、計３カ所が手を挙げてくださっていて、当時訪問していた支援員が施設にお邪魔して、話し合いをしながら進めていこうと。

　大阪府がもともと始められたのが、監査や指導ということではなく、寄り添い型の支援ということで、施設の従事者からも苦しみやしんどさを聞きながら、管理者も交えて話し合いをし、いい取組みを進めていこうということでやってきたと思うのですが、それを踏まえた形でやっていこうということで、手探りながらやっております。それで、３カ所お邪魔させていただくということになっております。

　それと併せて市町村にも、虐待対応の専門職チームということで、弁護士会と一緒に契約させていただいている８カ所ほど、大阪府も大阪市も含めてですね。堺市もですが。行かせていただいて、一緒により良い支援を考えていくということで、やらせていただいています。

施設のほうで特に虐待が起こりやすい状況というのは、今マスコミでもたくさん出ていると思うのですが、やはり支援で、強度行動障がいのある方もそうですけれども、どう対応していいかわからないということと、閉鎖的な環境の中で、疲弊感があるとどうしても弱いほうに向かってしまったり、咄嗟のときにそういう行動が出てしまうというようなことで、やはりかなりしっかりとした意識付けと支援体制を、施設の中に独自で作っていただかないと防げないなという感じがしています。

　最近は、大阪府からも施設に指導されているようですが、実地検査のときなどに虐待対応体制を作っていますかというふうな、１つ、そういう項目が入ってきています。そうすると、今までそういう体制があるようでないのが施設で、上司や先輩の相談にのっていただく形で何とかやってきていたというのが実際のところだと思いますが、もっと強く意識していろいろな勉強をして、体制を作るだけではなく勉強をすることへの意識付けですかね。職員への意識付けとかということも大事だと思いますので、引き続き検査の中で、しっかりとした形でいろいろなアイデアを示していただけると取り組みやすいかと思います。

　それで、少し気になっているのが、通報した人が訴えられたり、そういうふうな事件が起こっていますよね。これは、われわれも法律の不備だとは思うのですが、次の段階かなとは思うのですが。やはり大阪府のこういった委員会としても、しっかりそこは声を上げていく必要があるのではないかと私は思っているのです。そういうことがあってはいけないだろうと思っています。

○部会長　はい、そうですね。あれは私も新聞を読んで少しショッキングだったのですが、具体的な中身がまだ新聞だけではよくわからないのですけれども、やはり通報するというのは虐待を疑わしき場合に、ということですから、かなり作為的にといいますか、その施設、事業所を落とし入れるという意図的なものがあればまた別ですが、そうでなければ、これはやはり通報の義務があるので、その人たちを、逆に施設・事業所が訴えるというのは、少しこれはどうなのかなというところがあって。

これは今後府になるのか国レベルにもなってくるのかと思うのですが、やはり考えていかないと、通報ができなくなってしまうということが非常に懸念されるなという感じがいたします。何か事務局では今ので、感じておられることとかがあれば。

○事務局　　確かに、この制度の根幹を揺るがすような話になると思うので、大阪府単体でどうのこうのというのをすぐにできるとは思わないのですけれども、制度そのものを、どういう形で良いものにしていけばいいのかというあたりは、国にはずっと発信し続けたいと思っているのです。その中で気づいたことについては、国に常時言っていこうと思っているので、今の、施設から訴えられるということについては、もう少し法についても、どういう枠組みでというのを先生とかにも伺って勉強しなければいけないと思うのです。もう少し、制度としてどうあるべきか、というところについて、今後とも勉強はし続けていきたいなと思っております。

○委員　いいですか。

○部会長　はい。

○委員　今の件ですが、もともと国の指導者養成研修のときに、そのような話題が上がって、通報をした人が施設から訴えられたのですよという話が寄せられたのですね。やはり自治体がそういう通報を受けるからには、通報者を守ってくださいということをお願いしたのですが、どういうふうに守るのですかとかいう話があったので。

もちろん訴訟についての対応とは別に、自治体としても通報を受けるほうとしては、やはりこれは根幹に関わるので、もう全力で通報者を守っていただけたらというふうに思います。

○部会長　またこれは、いろいろ事案が出てくると思いますので、ぜひ府からも国へ挙げていただくなりして、これは国できちっと制度的なものを整えていかないといけない部分もあるだろうし。それから、今、話が出ていましたように、本来通報者というのは守られるべきであって、特定できること自体が本当はおかしいのですけれども、そういったところも含めて、通報を受けた側は慎重に対応していかないといけない。ここは、やはり今の段階でもしていただけるところだと思いますので。よろしくお願いいたします。

　あと、いくつか委員の皆さまから出ておりますが、残りの時間で、今回それぞれ関係機関の委員の皆さんにご出席いただいて、情報共有の場でもございますので、それぞれの関係機関のお立場で、この障がい者虐待防止の取組み状況等、それから課題について、残りの時間を活用して、ご発言をいただいたらと思います。一部それぞれの取組みについても触れていただいているところではございますが、また何かそれぞれの立場でご発言いただければと思いますので、お願いいたします。

　それでは、順番がばらばらになりますが、３分くらいでお願いできればありがたいです。

○委員　そうですね、もう先ほど質問が挙がりましたので、そのときに概ねお答えさせていただいたことになるのですけれども、やはり警察でも、年々通報件数は増えておりまして、先ほどお伝えしましたように、夫婦喧嘩とか親子喧嘩、兄弟喧嘩、それぞれのトラブルとか。そこでいろいろなトラブル事案が起こるので、すぐ110番通報を。警察でしたら夜中も開いていたりもするので、そういう形ですぐ通報が入りまして、そこで取り扱うと、やはり何らかの暴力的被害や精神的な虐待被害、心理的虐待被害があるということで、件数も増えてきているのではないかと思っております。

　先ほども言いましたが、本庁の指示等もありますし、あと警察課でも、この方が障がい者かどうかというのは一概にはわからないところがありますので、ご本人が、例えば何らかの精神的な病気とかそういう状況をおっしゃったり、警察官の主観でそういうのを判断された場合には、本人が手帳とかそういうものを持っているいないにかかわらず、あと法律で定めた障がい者等の定義にかかわらず、もう全て通報しなさいということで。

　あと、実際虐待行為ですね。暴力被害があったとか、その辺の。本人は、被害者のほうは言うけれども、加害者がそんなことはしていないとかというようなケースもあるのですが。あと被害者さんの妄想とか。実際妄想とかで言われる場合もあるのですが、そういった場合も実際確認できるわけではないので、そういう形で認知した場合には、全て通報してくださいという形で指示を受けておりますので、そういった形で市町村には通報させていただいています。

　ですから、その関係で件数も増えてきているのもあると思いますし、実際通報した後に虐待にあらずということで、軽度の被害、そういうところでの計上も増えてくることになるのではないかと思います。

　あと、通報につきましても、何らかの事案。取り扱うと１回通報をするのですが、その後、例えばまた１カ月後、２カ月後に新たな被害があったときに、そのときにも認知して通報しようとするのです。今はそんなことはないのですが、少し前までは、一部の自治体で、その件についてはうちはもう知っています。この方の件は把握していますということで、もう通報は結構ですということで言われたこともあったのですが、そのときは１カ月ぐらい前の件で、それは通報しました。ただ、今回はまた新たな暴力を受け、新たな被害があって、新たな虐待事案として内容も変わっていますので、それはそれで通報させていただきますということで、本部からもそういう指示を各警察所にしていますし、やはりその時々によって行為も変わってきますので。

　それで、その人も、何度も。さらに被害を受けているような状況があれば、やはり１段高い段階で対応していただかないといけないのではないかと思うところもあります。その度に通報するようにということで本部も言っていますし、警察所からもその都度挙がってくるかと思いますので、そのときにはそれでまた内容を見ていただいて、対応をしていただけたらと思うところではあります。

　あと、通報した後にはある一定期間経過した後に、その後どうなっていますかということで、自治体にその後の経過を確認してくださいという形で指導しているところもありますので、またその都度警察所からかかってきた際には、その状況とかをお伝えしていただいたらと。

　自治体によっては、こちらが問い合わせをする前に、先日の通報結果や経過についてということで文書等で送ってきてくれるところもあるみたいで、その辺は大変助かっているところではあるのですが、その後の経過対応。うちも通報させていただいた以上気になるところもありますので、そういう経過確認をするようにと言っていますので、またそういった形で連絡があるかもしれませんが、そういういろいろな情報共有という場で、親密な対応もできるきっかけにもなるかと思いますので、その都度対応していただけたらと思っております。以上です。

○部会長　はい。ありがとうございました。それでは、お願いいたします。

○委員　労働局としましては、使用者による障がい者虐待の防止に取り組んでいるのですが、ご承知のとおり使用者による障がい者虐待というのは、労働者として雇用される障がい者の方々が職場内で虐待を受けるということになります。ですから、定期賃金の未払いであるとか、残業代の未払い、あるいは支払われている賃金が最低賃金に充たない、そういった、いわゆる経済的な虐待という問題が全体の７割から８割を占めている状況でございます。

　ただし、今年度に限りますと、仕事上のミスであるとか、指導の際に大声で怒鳴られる、暴言を吐かれる。いわゆるいじめ、嫌がらせがおこなわれている。心理的虐待の事案も多くなってきております。

　これにつきましては、障がいのあるなしにかかわらず、いじめ、嫌がらせという問題につきましては、職場内でのトラブルとして一番多くなっているのが現状でありますので、その関係からも、障がいある方たちにも同じような問題が生じているのではないかと思っております。

　大阪府とは、先ほど事務局から説明がありましたように、定例的に実務者会議を開催しまして、情報の共有と連携を図っているところでございます。それ以外につきましても、随時協議が必要になってくる問題であるとか緊急対応、連携が必要な問題。そういった問題が生じた場合には、定例以外にも随時対応をおこなっているところでございます。引き続き連携を図って対応できればと思っております。

　課題ですが、今年度の４月から、私どもの対応要領の一部に変更がございまして、その中で身体的虐待、性的虐待など、刑法に該当しそうな事案につきましては、警察への情報提供を積極的に行うというようなことが謳われております。ただし、現在までのところ、労働局から警察機関への情報提供が行われた事案というのは１件もないと聞いております。職場の方から聞きます内容としては、やはり被虐待者が望んでいない、親御さんも望んでいない、行政機関が通報することによって、その方たちに、例えば解雇されるとか、職場内で居づらくなるとか、悪い影響が出てくるのではないかと。そういったお話を聞くことがあって、なかなか情報提供というところまでいかないのではないかと思っているのです。労働局としてはできる限り、そういった通報、情報提供ができればと思っているのですが、何かそういういい提案がありましたらご教示いただけたらと思っております。以上です。

○部会長　はい、ありがとうございました。今の課題につきましては、すぐどうこうというのはないですかね。なかなかね。そういう現状があるということで。これもなかなか難しい問題ですね。はい、ありがとうございました。

　では、続きましてお願いいたします。

○委員　はい。資料２以降のところで、いろいろ大阪府の取組みということで、ワーキングチームとかでいろいろ検討していただいて、大阪府からも各市町村の支援ということで、いろいろ工夫をいただいているところであります。市では、担当者が変わる時期、平成24年の10月からスタートしていますので、色々変わっていきます。

　行政の特性としては、なかなかプロフェッショナルというのはできづらい状況で、障がい者虐待防止センターを委託されているようなところであれば、長年そこでスキルを積んでいくということは可能ですが、とはいえ、法の行使であるとか、そういう部分でいうと、市の職員が担うということになりますので。

　その辺の研修も予定いただいているのですが、力をつける、そして不安をなくすというところは、大阪府にも積極的にお願いをしたいなと。もちろん市町村につきましても、内部での研修等はしっかりやりたいと思いますが、そういうことをお願いしたいと思います。

　１つは、体制が児童虐待、高齢者虐待というところでいくと、児童の場合、初動は市町村が結構動きますが、保護とか云々となると、これは大阪府の権限になりますので、そういう連携の下に対応ができてくる。高齢の場合は、包括などが一義的な対応ということで動いている。ただ、この障がい者虐待の場合は、全てが市町村単位でやり切るというような体制になるところがほとんどですので、かなりの負担感と、あと人員配置のところでは非常に厳しい状況の中で対応しているのが現状です。大阪府は全国でも案件が多いということになっていますので、その辺の人的な拡充や、そのあたりの方向性というものも、今後の対策の中で大阪府も方向性を出していただけたりすると、市町村もそこに力を入れていける部分があるのかなと思っているところです。

　何よりも連携が非常に大事な取組みになりますので、今後も連携をいただきながら努めていきたいと思っております。以上です。

○部会長　はい、ありがとうございました。では、続きまして、お願いできますか。

○委員　はい。市町村としましては、身柄というのですかね、本人の居場所をどうするかというのが、障がい者の場合一番悩むところで、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、いろいろな方がいると思うのですが、やはりその確保策をどうしていくかというので関係機関との連絡・調整であるとか、普段からもそういう関係を密にして、いろいろ情報を得ながら、もしこういう事例があったときにはお願いしたいというのが、普段から顔見知りになっておくとか、そういうのがすごく重要だなということを感じました。

　ですから、われわれ職員は定期異動があります。それぞれスキルが上向いてきたところでまた異動という形になったりもしますので、その辺はわれわれも十分に、関係機関と協力、連絡をしながら虐待の防止なり、また実際に起こったときの方策も、いろいろ関係機関との連携で、双方生活ができるように確保していきたいと思っているところです。以上です。

○部会長　ありがとうございました。では、続きましてお願いできますでしょうか。

○委員　はい。そうですね、弁護士会としては、先ほど社会福祉士会がおっしゃったように一緒に連携して、８か所と契約をして、虐待対応ということで、専門家を派遣しています。そのほか、弁護士会として、相談に応じるということで、去年１年間は地域包括支援センターの相談員から相談を受けるという、毎月１回程度受けるということで、全部の市町村に対して、無料で派遣したのです。大阪弁護士会の高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」の２５周年記念事業でそういうことをさせていただいて、昨年度ですね。それで契約にしていただけると定期的に相談がいけるということだったのですが、今年度、もう１年そのモデル事業を延長してということをさせていただいています。

　包括との関係は、先ほどもありましたが、相談は挙がってくる中で虐待という対応まではいかなくても、その前段階での相談があるので、そういう、虐待通報までいかない段階での話ができたのかと思っています。だから、これが障がい者に対してもできたらなとは思っていますが、これはまだ弁護士会としてはできていないです。

　そういう形で、件数としてはそういう契約をしたところは少ないのですが、また来年度から契約したところとは、そういった包括支援センターを中心として相談をやっていきたいとは考えています。

　あと、日弁連との関係で、厚労省とで虐待の統計のとり方について、協議をするというか、要望を出しているところがあります。また25日にそれがあるので。

　いろいろな先ほどの統計のとり方でリンクができたらという話があったと思いますが、その辺や、あと障がい種別。身体、知的、精神と、その他というふうに分かれているのですが、その他の中に、特に難病の方も入るのですが、難病の方の実態がもうひとつよくわかっていない。たぶん虐待を受けている方が多いのではないかと予想はされるのですが、全然そういう調査がされていないのもあるので、この項目。「その他」の中に難病を入れてもらえないかということを要望するつもりですが、もし可能であれば、大阪府独自でもそういうことをしていただけるとありがたいと思います。

　あとは、先ほどの裁判の例ですよね。それはまた個別に対応していきたいと思っています。以上です。

○津田部会長　はい。ありがとうございました。統計のとり方については、詳しくわかったほうが分析もしやすいということでもありますので、また国にあげていただくなりしていただければと思います。ありがとうございました。

　それでは、お願いいたします。

○委員　先ほどお話ししたようなことですが、社会福祉の現場で実際に地域のいろいろな支援がなされているのですが、虐待事例もほとんど法律の名前にあるように、高齢者の方も障がい者の方もあるように、家族の支援というか、養護者の支援という名前がついていますけれども、実際にそういう問題を抱えてそういうことが起こっているということで、事業所ではやはり周辺の支援ですね。ご家族への支援というのがかなり課題になってきていると思います。そこら辺の視点がしっかりあれば、単に虐待の問題だけに特化して対応するのではなくて、家族が抱えている問題に対して、市町村と一緒になって関わっていくことができるので、そういった意味では物事の捉え方、課題の捉え方というのをしっかりと。

　社会福祉士会としましては、地域の中で活動する相談支援専門員などに、研修の中でもそういうふうなことを広めていく必要があると思っています。大阪府も研修をたくさんされていますが、そういった視点をしっかり持った支援、物事の見方、家族の支援の仕方というのをやっていかないと、本人さんの支援にならないのだと思っております。

○部会長　はい。ありがとうございました。では、続きましてお願いいたします。

○委員　私から少し取組みについては述べさせていただきました。質問というか、気になったところだけ少し申したいと思っているのは、放課後等デイサービスですね。かなり数も府内で増えてきているなというのが、普通にいろいろ出張とか行く中でもよく見掛けるようにもなりまして、数がたぶん数字としても増えてきている中で、全国の統計にしても、大阪府においては、まあまあ虐待件数も伸びているというところがある。このあたりの実態の把握とか、少し注視しておく必要があるのかなというのを感じております。以上です。

○部会長　はい。事務局で何かありますか。

○事務局　　放課後等デイサービスなのですが、数字でいきますと、府下でだいたい600ぐらいの数がありまして、そのうち大阪府が所管します、要するに政令市を抜きましたら300ぐらい。やはり増加傾向にあるというのは間違いございませんでして、毎月10件から11件くらい、平均でどんどん増えていっておりまして、今で言うと大阪府の管理、管轄が300ぐらいに増えております。

　指導という部分では、去年は地域生活支援課と生活基盤推進課で、生活基盤推進課は障がい者の施設の指導を担当していたのですが、隣の地域生活支援課のほうで、子どもさんの施設を担当していた。今年から一緒にしまして、効果的にやっていこうということで、取組みに当たっていくところです。今後しっかりと指導等を行っていきたいと思っております。

○部会長　はい。

○事務局　すみません、放課後等デイサービスに関して少し補足をさせていただきますと、直接虐待防止ということではないのですが、それにつながるだろうということで、委員ご指摘のように、数の急激な「増」に伴いまして、やはり大事なのは「質」の担保であり、事業の趣旨から言いますと、やはり適切な療育や、発達支援の環境なりメニューの提示というか提供というのですか、そういうのがどこまでなされているのかと。アップダウンはあってしかるべきなのですが、少なくとも、居場所としてだけのものになれば、それは適切とは決して言えませんので、そういった状況をまずは知らないといけないということで、われわれも調査等を開始したところです。

　ただ、虐待の防止につながる、であろうとは思っているのですが、ひとまずは実態を把握しないと、ということで、遅まきながら取組みを始めさせていただいたところでございます。補足でございました。

○部会長　はい。ありがとうございました。では、また引き続きその辺をよろしくお願いいたします。

　それでは、続きまして、お願いいたします。

○委員　後見支援センターでは、認知症、知的障がいの方、精神障がいの方など、判断能力が十分でない方の権利侵害や、困り事についての地域の関係機関を対象として、弁護士会、社会福祉士会の皆さまの協力も得まして、電話相談、来所相談というのをやっております。

　平成26年度の相談全体は573件だったのですが、そのうちの約43%は知的障がいの方と精神障がいの方のご相談の内容です。相談全体としては、ここ近年、成年後見制度に関する、割と実務的な相談というのがほとんどを占めておりまして、そういった中身でより具体的な手続きを専門相談として受けたいとおっしゃられてつながったのが55件、そのうち知的障がいの方が17件で、精神障がいの方が17件ということで、両方合わせましたら直接専門相談に来所される方は、半分以上が障がいの方だということです。

　その相談の中で、今、経済的虐待や財産などの権利侵害に関するような相談区分に分類した数を見てみましたら、全体電話相談の中では12件あったのですけれども、そのうち知的障がいの方が２件いるのです。

　ちなみに、今年度に入ってからは、全体でそういう経済的虐待等の権利侵害などに関わる件数は14件あったのですが、そのうちに知的障がいの方が３件で、精神障がいの方が１件で、もう少し数的には増えているかと。

　直接市町村の方からもお問い合わせをいただいたというのが２件です。申立てにあたり、より具体的な助言が欲しい。弁護士、社会福祉士の方々の直接的なお話を聞きたいというのが２件ほど、市の方からもらっています。

　あとは、実際事業所の方と医療機関の相談員の方がそれぞれ１件ずつというような内容でした。

　あと、後見支援センターでは、都道府県社協が実施主体となって日常生活自立支援事業という福祉サービスの利用援助であったり、金銭管理サービスみたいなことをやっております。その中でも実際挙がってくる中で、やはり年々利用者数も増えてはきておりますが、平成26年度の実利用者数全体が2,244件ありました。これはもう毎年増えています。

　そのうち、一番多いのはやはり認知症の方なのですが、知的障がいと精神障がいの方の増加の割合もやはり多いですし、全国の割合で比べると、大阪は障がい者の方の利用の割合が多いという状況です。

　ここ５年ほどの伸び率を見てみましたら、全体的に利用者数はだいたい1.6倍くらいに増えておりますが、その中でも精神障がいの方の利用の割合がほぼ２倍になっています。知的障がいの方も1.7倍くらい。これは、大阪の特徴かなと思います。

　利用されている方々の状況で、少し特徴的なことは、全体でいえば居宅の方が８割利用されているのですけれども、その中でも知的障がいの方はグループホームに入っておられて、利用されている方が全体からいえば２割くらいはグループホームの方です。グループホームに入られてお仕事もして、もしくは作業所に通い、一定の工賃も収入も得ながらこのサービスを利用して、自立生活を目指しているみたいな形の利用の仕方が多いかなと思います。

　あと、お独り住まいの方が、単身所帯の方が約８割なのですが、やはり知的障がいの方はご家族と同居されながらこの制度を利用して、今まで家族に頼っていた部分を自分でそのサービスを利用して、自立していこうという。そういうところがやはり顕著に見えます。

　収入等につきましても、ほとんどが生活保護、年金だけの方が多いのですが、生活保護の利用をされている方がだいたい６割です。その中で精神障がいの方はもっと多くて７割を少し超えます。知的障がいの方は逆に５割を切ります。46%くらいで、やはり何らかの形で就労されていたり、作業所に通っておられたりみたいな形が多いかなと思います。

　この中でも、経済的虐待等の権利侵害を受けた方の利用というのも結構ございますし、この平成27年度に入ってからは親族や知人から使い込まれたとかお金を取られたということで、この制度を利用して、今後侵害を受けないようにしようということで利用されたのが８件ありました。やはり、知的障がいの方が多いです。

　今年に入りましてから、精神障がいの方の地域移行が進んでいるということもありまして、かなり地域的に、そういう精神障がい者の方の利用が増えているところがやはり多いかと思います。

　ただ、この事業だけで生活を支えるというのは無理なので、地域の関係機関とのネットワークというのが非常に重要になってきます。しかも、そのネットワークというのはいきなりできるものではないので、日ごろからの地域の関係機関の方々と協力をしながらやっていくということが大事だなというのは痛感しています。また、地域の関係者の方々にもよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○部会長　はい、ありがとうございました。それでは、お願いします。

○委員　はい。私のほうですが。身体障がいについても、かなり皆高齢化してきているので、どちらかといえば高齢者虐待のほうが、あるとすれば出てきているのではないかと思います。私のほうで特段虐待という話は受けておりませんが、いずれにしても障がい者というのは社会的に弱者だということで、どこへ行っても差別的な部分を受ける場合があるので、差別か虐待かというのはその見極めのつかないような部分もあるかとも思います。私のほうは、もうそれくらいで。

　一番やはり感じるのは、身体障がいとなって出てきているけれども、どの範囲なのかというのがこのデータでは少しわかりにくいので、また知らせていただけたらありがたいです。以上です。

○部会長　はい、ありがとうございました。それでは、先ほどのデータ。詳細なものについては、今後また幾つか委員から出ていますので、また今後の検討課題で。では、お願いいたします。

○委員　はい。私どもの団体は、本当に組織的に弱小団体で、精神疾患を持つ患者が府下で11万を超える。いわゆる自立支援医療を利用している人だけで、登録された人だけで11万から12万、現在いると思うのですが、その中で大家連に組織で把握できている方は1,000名弱ですからね。

　そういう中で、何とか私たち自身でできることは何かというと、やはりほとんどの方が孤立しているわけですね。本当に孤立している中で本人と急性期なんかで向き合っている中で、支援がない中でということで、孤立している人を少しでも少なくするということで、いろいろ勉強をしたり講座をやったりしているわけです。

孤立から連携になるような取組みとして、大阪府から委託いただいた委託事業の中で、年間13回の講座をやったり、それからお互いにその中で病気のことを、初めて病気になって、家族は死と向き合うということの中ですので、病気を理解しながら、どうしたらいいのかとお互い家族同士が集まって、できるときにできる支援をということを、実はやり始めております。ここ数年やっているのですが。

　その中で、家族自身も少しゆとりをと。つい本人に対して向けてしまうストレスと虐待せざるを得ない状況に気付いたり、ゆとりを持っていただくために、私たちの中で元気になれるような、そういう活動を始めております。

　病院に困っている家族さんもいるので、病院に出向くという活動も実は始めたところでございます。来所相談や電話相談という取組みもしている中で、困っている家族への支援というのをできる範囲でやっている現状でございます。

　それで、今、警察の方からの話を聞いてわかったのですが、この統計は警察からの通報が多いのですが、実際には確認できない中での通報件数なんだと。背景まではなかなかわからないところの通報件数だということが私も今初めてわかって。やはり今後虐待を受ける者も、せざるを得ない状況の背景を知りながらそこを支援していくのが虐待防止法でもあるので、その辺のところに重点的に活動の目を大阪府も向いた対策を取り組んでくださっているので、その方向で、今後ともよろしくお願いしたいと思っております。

○部会長　はい、ありがとうございました。それでは、お願いします。

○委員　先ほども言わせていただいたように、親の活動として毎月１回部会活動をしておりまして、権利擁護部会は３年か４年ほど前に一度発足して、その後権利と家族支援、それから高齢化に２つ。とても意見が多くありまして、細かく話し合いをしていこうということで、一度、２年前に家族支援部会と高齢化対応部会に分かれたのですが、やはりまた権利に関しての話をまとめていったほうがいいということで、今年度は権利擁護部会に再編成をして部会を進めています。

　そこでは、本人が自分のことをしっかり言えないというところでは、親が代弁者となることが多いので、その代弁者が勉強不足のあまりに自分の意見を言うことで、その養護者の虐待が多く挙がってしまうのかなということも考えられます。

　私たちは、やはりわかっていただくと。先ほども委員が言われたように、その関わり方のわからないというところでは、外の皆さまに理解啓発していただく。もちろん親も自分の子どもを自分の思いのままに見ていると目も曇ってきますし、やっていることも日常化すると虐待であることもわからなくなってしまいます。施設もそうだと思うのですけれども。そういうことがないように、第三者やいろいろな人と意見交換する中で、自分のやっていることが本当に正しいのかどうかという気付きにもなりますので、話し合い活動も進めています。

　上部団体のほうでも権利擁護部会がありまして、そこでは先生も入っていただいて、今年度は警察の方に知っていただく、知的障がいをもっと理解していただくという冊子を、各市町村の警察に配らせていただいたりとか、そういう活動もしています。

　あと、育成会では、先ほども言ったように市町村格差が大きくありまして、成年後見も市民後見制度とかも、大阪育成会として勉強をして権利を守るためにという勉強会をやるのですが、自分たちの支部に戻るとなかなかそういう取組みもしてくれないというような市町村もありまして、本当に温度差が大きいです。

　先ほど放デイの課題も言われておりましたが、今、地域が希薄化しておりまして、本当に私自身も子育てにおいて、障がいがあるということで、見本がありませんし困ったのですが、そこにまた核家族で、子育てがなかなかうまくできない方が多いので、放デイを立ち上げたのですね。

　そこでは、やはり子どもが、今は多様化していて、私の時代にこんなに発達障がいといわれる方が多くいらっしゃったかなと思うぐらい、グレーゾーンの、手帳のない方もたくさんいらっしゃって。そんな中で、非常に育てにくい、子育てしにくい環境にあるというところで、親御さんはこれからますます、もっと児童の部分での虐待が多くなるのではないかと私の中では心配しているところです。

　利用の方でも、親御さんが少ししんどい方は、入浴。自分の体を清潔にさせるというような子育てができていない方もたくさんいらっしゃって、そういう方を、機関を通して、行政にももちろん通報しますが、完全にネグレクトなんですけれども、それを私の放デイから挙げるということがしんどいかなというのもあって、学校のほうにお願いをしているのです。学校が一番通報してくださるのがいいかと。何をやるのも、関係機関が集まってくださるのも、学校を窓口にするのがとてもいいかなと思っているのですが、福祉のところで、医療、教育のあたり、虐待に関して外れるような項目があったりするじゃないですか。

　でも、福祉と教育は、今、子どもに関しては連携をしないと、非常に子育てがうまくいかない。学校の先生方も年齢が。団塊の世代の先生たちが退職されていて、学校現場に入らせていただくと、ものすごく若い方が、子育て経験のない方が発達障がいの人たちの動きに困っておられて、実際低学年でも学級崩壊をしているようなクラスがあったりしています。

　そんなことを育成会の活動で、呼ばれるところには、行かせていただけるところには私も学校等にも行かせていただいて、発達障がいの人や、重度の行動障がいのある方の特性などをお話しさせていただいて、学校の中でも関わり方をきちんと整えてくださいということをお願いしているというのが、私たちの活動になっているかと思います。

　今後の課題は、その辺の教育と福祉の連携がなかなかできているようで、できていない。児童福祉法で平成24年からこの放デイがたくさん増えたにもかかわらず、なかなか教育現場の学校とは連携も難しいですし、個々にサービス計画も義務付けられたのですが、とりあえずつくらないといけないというので、市町村は頑張っているのです。本当にそれは、頑張っていることには私も敬意は表するのですが、内容が無い相談計画がたくさん出てきてしまっているというのが現状で、どうなのかなと。

　義務付けられたことを、行政は数を上げることに熱心になって、私たちの暮らしを本当に見てくださって、３年後、５年後、将来を見た計画をきちんと立ててくださっているのかというところで、親としては、親亡き後がとても不安な状況で暮らしています。

　差別解消法とか、法がたくさん整って、私たちの障がい児者を取り巻く法が本当に整備されて、びっくりするくらい整ったように見えていますが、自分の暮らしの中でまだまだ何が良くなったのかが実感できないところにあります。そんなところをまた皆さんと一緒に暮らしやすいような社会になっていくように、私たちもやれるところをやれる範囲で。微力なのでね、親の力なんていうのは。またお力添えをいただけて、進めていけたらなとお願いしたいところです。以上です。

○部会長　はい、ありがとうございました。今、委員の皆さまからそれぞれのお立場でご報告いただきました。最後、教育と福祉の連携という話が出ていましたが、やはりいろいろな関係機関との連携というのが、今回１つキーワードであるのかなと。もう１つは疾病とか、障がいの理解ですね。そういったものをもっときちっと浸透させていかないといけないのではないのか。そういったところから虐待の背景みたいなものを見ていかないといけないという。

　いろいろな課題が出てきましたので、すぐに何かそれで解決できるものではないのですけれども、やはりそういった課題を、今後踏まえつつ、またいろいろな取組みに生かしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

　はい。それでは、以上で本日の議題につきましては全て終了いたしました。ありがとうございました。では、事務局にお返しいたします。

○事務局　　委員の皆さま方におかれましては、本当に２時間という時間でしたけれども、熱心なご議論と貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。一足飛びに大阪府の施策に全て反映というわけにはいきませんが、今後とも市町村、それから関係機関の皆さまと連携を図りつつ、１歩でも、半歩でも進むように、虐待防止に努めていきたいと考えております。

　それでは、これをもちまして「平成27年度大阪府障がい者自立支援協議会　障がい者虐待防止推進部会」を閉会いたしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

（終了）